

---

---

平成27年第5回大和町議会臨時会会議録

---

---

平成27年10月23日（金曜日）

---

---

応招議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀 啓君
10番	伊藤 勝君		

出席議員（17名）

1 番	今 野 善 行 君	1 1 番	平 渡 高 志 君
3 番	千 坂 裕 春 君	1 2 番	堀 籠 英 雄 君
4 番	渡 辺 良 雄 君	1 3 番	高 平 聡 雄 君
5 番	松 浦 隆 夫 君	1 4 番	馬 場 久 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	中 川 久 男 君
7 番	槻 田 雅 之 君	1 6 番	大 崎 勝 治 君
8 番	藤 卷 博 史 君	1 7 番	堀 籠 日 出 子 君
9 番	松 川 利 充 君	1 8 番	大 須 賀 啓 君
1 0 番	伊 藤 勝 君		

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	熊 谷 実 君
保健福祉課長	千 葉 喜 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 任	逢 坂 孝 徳
次 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午後2時50分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

ただいまから、平成27年第5回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番伊藤 勝君及び11番平渡高志君を指名します。

---

---

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、第5回大和町議会臨時会開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成27年第5回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、このたびの町長選挙におきまして、町民皆様を初め多くの方々のご支援をいただき、再選の榮譽を賜りましたことに対しまして、感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

5期目の町政執行に当たり、私に課せられた課題、責務は、町民の皆様との協働のもとに、企業の皆様の組織力や宮城大学を初めとしました皆様方の英知をコーディネートし、若者や子供たちが大きな夢と希望を描ける大和町のまちづくりを力強く推し進めていくこと、そして、子育てや福祉、健康に暮らせる安心できる支援策を町民の皆様一人一人にお届けしていくこと、さらに、関東・東北豪雨災害や地震災害のように想定外の災害に対しましても、もっと安全である災害に強い町を目指していくことであると考えております。また、指定廃棄物処分場の建設問題につきましても、絶対に建設をさせないよう、これまで以上に反対運動を行ってまいります。

大和町で生まれ育った誇りと気概を胸に、町民の皆様のまちづくりのために着実にかつさらなる挑戦を今後も積極果敢に進めてまいりますので、改めまして町民の皆様、議員の皆様のご支援、ご協力をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

さて、去る9月11日に発生しました平成27年9月関東・東北豪雨災害でございますが、嘉太神におきまして、降り始めからの雨量で354ミリメートルを記録し、吉田川落合観測所の水位も昭和61年8.5豪雨災害時の7メートル89センチメートルを大きく上回る8メートル89センチメートルに達し、吉田川堤防からの越水、身洗川堤防の決壊を初めとする大きな被害をもたらしたところでございます。

この災害により、全国で79名の方々が負傷され、8名の方が亡くなりました。そして、建物の全壊や半壊は3,900戸以上に上る見込みとなっておるところでございます。

本町におきましても、町内での死亡者や負傷者はおらなかったものの、住家等の浸水被害は床上浸水が71戸、法人等が59戸で、床下浸水と合わせて230戸にも及び、さらに町道や上下水道、学校等各種公共施設、農業用施設等に甚大な被害をもたらしたのであります。

また、刈り取りを間際に控えた水稲や転作作物のソバなど、約2,000ヘクタールの田畑が冠水や浸水の被害を受けるなど、未曾有と言われた昭和61年の8.5豪雨災害さえも上回る甚大な被害をこうむったところでございます。

被災されました皆様へ、衷心よりお見舞いを申し上げます。また、このたびの災害には、町内外の多くの方々や団体からご支援、ご協力を賜りましたことに、改めて御礼申し上げる次第であります。

このような状況に対し、町では大和町災害対策本部を中心に対応を行い、その後は各課等において対応いたしているところでありますが、議会におかれましても、9月

16日に災害調査特別委員会を早急に立ち上げていただき、各種対応に当たっていただいておりますことに感謝を申し上げます。

今回の関東・東北豪雨災害への対応につきましては、応急復旧対策を実施いたしますとともに、被災箇所の本復旧に向けての詳細測量調査や設計業務を実施している状況下ではありますが、今年度内の早急な復旧に向け、第4次大和町総合計画に掲げております、「災害に強く危険の少ないまちづくり」の実現を目標に、全力を傾注してまいりたいと思っておりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提出いたしております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

承認第9号につきましては、平成27年9月関東・東北豪雨災害において被害を受けました町道、その他の施設等の災害復旧及び応急対策に要する経費について専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

承認第10号につきましては、同様に下水道施設の災害復旧応急対策に要する経費につきまして専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第60号は、平成27年9月関東・東北豪雨災害により被害を受けた納税者に対し、町税の減免措置を講ずる条例を制定するものでございます。

議案第61号は、同じく平成27年9月関東・東北豪雨災害により被害を受けました農業用施設等の災害復旧に当たり、受益者から経費の一部を分担金として徴収するため、関係条例の一部を改正するものであります。

以上が本日提出しております議案の概要であります。何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

---

### 日程第3「承認第9号 専決処分の承認を求めることについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

それでは、議案書の1ページをお願い申し上げます。

合わせまして、専決第2号ということで、別冊の事項別明細書も用意してございますので、そちらもあわせて準備をお願い申し上げます。

それでは、議案書1ページでございます。

専決の承認をお願いするに当たりましての案文でございます。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、平成27年度大和町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

承認第9号 平成27年度大和町一般会計補正予算専決第2号でございます。

第1条は、歳入歳出決算の補正でございます。歳入歳出それぞれ9,511万3,000円を追加いたしまして、予算額を100億4,563万4,000円とするものでございます。

補正予算の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、別冊の専決第2号の事項別明細書3ページをお開きをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございますが、歳出の見合いでの予算措置でございます。

11款1項1目地方交付税であります。4,230万円を追加し、地方交付税総額15億9,711万2,000円とするものでございます。

次に、19款2項1目財政調整基金につきましては、同様に200万円を追加し、2億8,200万円とするものでございます。

20款1項の繰越金につきましては、5,081万3,000円を追加措置するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

それでは、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款2項4目19節の負担金、補助及び交付金につきましては、平成27年9月関東・東北豪雨により被害を受けました認可外保育所及び保育所の一時預かりを利用しております保護者に対しまして、被害の程度によりまして補助金を交付するものでござい



ます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

続きまして、7款土木費でございます。

4項2目下水道費になります。28節操出金につきましては、下水道事業特別会計へ1,019万円を繰り出すものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

10款3項3目農林施設災害復旧費につきましては、9月に発生しました台風18号豪雨により被災しました箇所の災害復旧に要する経費でございまして、7節賃金につきましては、林道宮床ダム右岸線等におきまして倒木が林道を塞いでおりますので、その除去に係る作業賃金でございます。

13節委託料につきましては、西川排水機場ほか9カ所の国の災害復旧事業に係ります調査設計に要するものでございます。

15節工事請負費につきましては、農道新西風線、高田地区でございますけれども、ほか6ヶ所の復旧に要するものでございます。また、宮床字梅の木平地区の宮床財産区有林ののり面の土砂崩落によりまして、その土砂及び流木の除去、災害復旧経費に充てるものでございます。

19節負担金、補助及び交付金の補助金につきましては、宮床難波地区の水田ののり面崩落、その他災害に係るものでございまして、19カ所に係ります小災害復旧事業に係ります補助金でございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

続きまして、10款3項4目公共土木施設災害復旧費になります。

13節委託料につきましては、道路、河川、公園等の災害査定に係る測量並びに実施設計に要する費用で2,688万2,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

5目教育施設災害復旧費でございます。鶴巣小学校及び落合小学校の斜面崩壊の復旧に要する費用でございます。

13節委託料につきましては、設計、施工管理等の委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、復旧工事に要する費用となるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。1番今野善行君。

1 番 （今野善行君）

事項別明細のほうの4ページの3番農林施設災害復旧費の関係なんですが、小規模災害関係の補助金、これを計上してもらったわけでありましてけれども、これは何でしょう、災害箇所というのは全て調査が終わっているのか。あと、今後、そういうのが出た場合、新たに発見といいますか、出た場合の対応というのはどういうふうにご考慮されるのかお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

小災害につきましては、先ほど全員協議会で全体の災害箇所が154カ所ということ

でご説明申し上げました。今回、小災害につきましては20カ所ということで予算を専決ということでお願いしているわけですが、小災害につきましては、受益者との復旧の意思が確認されたものにつきまして今回専決処分ということでお願いしたものでございます。

今後の報告関係でございますが、広報等では11月の13日までご報告をお願いしますということで一応の期限は設けておりますが、今後出てきた場合につきましても柔軟に対応したいなというふうには考えております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。15番中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

明細書のほうの4ページ、教育施設災害復旧費、これ、私もこの年度、23年半になるんですが、やはりこのような豪雨の後、今までも何回も来ていますが、いつもこういう斜面崩壊が鶴巣、落合と、落合の小学校そのものも、民家の方の通学路が崩壊してどうのこうのと、ぜひともやはりそういう学校施設の排水関係、やはりもう少し徹底してこれから準備していかなくてはならないのではないのかなと思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

中川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。今回の雨につきましては未曾有の雨量だったということもございますけれども、確かに学校の校庭周辺等には側溝、全て存在するものでございますので、その辺につきましてはなお点検等、十分にしていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第4「承認第10号 専決処分の承認を求めることについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて、平成27年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書4ページ、承認第10号でございます。

平成27年度大和町下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書5ページをお願いします。

平成27年度大和町下水道事業特別会計補正であります。

平成27年度大和町下水道事業特別会計補正は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,607万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,858万8,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事項別明細書 7 ページをお願いします。

この補正につきましては、9月11日に発生しました豪雨によりまして、公共下水の災害復旧費でございまして、マンホールポンプ場の制御盤等の復旧工事を行うため、追加繰り入れが必要となったものでございます。

歳入であります。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、繰入金の追加であります。

5 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、歳出見合いの繰越金残額の補正計上であります。

次に、歳出であります。

1 款土木費 2 項 1 目建設費につきましては、13 節委託料で、国の災害査定を受ける際に必要となります制御盤等の被災状況の報告書を作成する業務委託費であります。

15 節工事請負費は、マンホールポンプ場の制御盤等の災害復旧費で、吉田高田マンホールポンプ場、落合蒜袋古川一番マンホールポンプ場、落合三ヶ内井泥ポンプ場の 3 カ所の復旧費であります。マンホールポンプを制御します制御盤及び通報装置等の交換工事でございます。あわせて、マンホール内の水位計の交換も含まれているものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第60号 平成27年9月関東・東北豪雨による災害被害者  
に対する町税等の減免に関する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第60号 平成27年9月関東・東北豪雨による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長三浦伸博君。

税務課長（三浦伸博君）

それでは、議案書7ページをお願いいたします。

議案第60号 平成27年9月関東・東北豪雨による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例でございます。

この条例の制定に当たりましては、平成23年東日本大震災によります災害被害者に対する町税の減免に関する条例並びに近年の豪雨災害によります町税等の減免に関する条例等を基本にいたしまして施行いたしたいものでございます。

初めに、第1条災害減免の特例でございます。

平成27年9月の関東・東北豪雨による災害被害者を減免の対象といたしまして、平成27年度分の個人町民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税につきまして減免を行うものでございます。

次に、第2条から第4条につきましては、各税目ごとの減免割合につきまして規定をしたものでございます。

第2条につきましては、個人町民税に係る減免につきまして規定したものでございまして、第1項は災害による被害を受けた日以後に、納期の末日の到来する税額につきまして、納税義務者が生活保護、または障害者となった場合の減免の割合を規定しているものでございます。

第2項につきましては、納税義務者が居住する住宅につき、災害により受けた損害の程度が床下浸水以上で、平成26年中の合計所得金額が1,000万円以下の方につきまして、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につきまして、その合計所得金額の区分ごとに、その損害の程度によります減免の割合を8ページの表の記載のとおり減免を行うものでございます。

続きまして、第3条でございます。

固定資産税及び都市計画税に係る規定でございまして、土地、家屋、償却資産それ

それぞれにつきまして、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につきまして、それぞれ損害の程度に応じた減免の割合を規定したものでございます。

第1項につきましては、土地に関する減免規定でございまして、被害面積に応じた減免割合を規定したものでございます。

第2項につきましては、家屋に関する減免でございまして、所有する家屋の損害の程度が床下浸水以上で、その損害程度に応じた減免の割合を規定したものでございます。

第3項につきましては、償却資産に関する減免でございます。価格から算定した損害の程度に応じた減免の割合を規定したものでございまして、8ページ、9ページの表記載の減免割合を規定したものでございます。

続きまして、第4条でございます。

国民健康保険税の減免に係る規定でございます。

第1項は、第2条の個人町民税と同様でございまして、今回の災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につきまして、納税義務者が生活保護、または障害者となった場合の減免の割合を規定しているものでございます。

第2項につきましては、納税義務者が居住する住宅につき、災害により受けた損害の程度が床下浸水以上で、平成26年中の合計所得金額が1,000万円以下の方につきまして、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につきまして、その合計所得金額の区分ごとにその損害の程度によりまして減免の割合を10ページの表の記載のとおり減免を行うものでございまして、第2条第2項で規定しております個人町民税と同じ減免内容でございます。

第3項につきましては、前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認められる場合には減免することができることの規定をしております。

続きまして、第5条でございます。

減免の申請規定でございまして、第1項では申請書の提出及び添付書類につきまして、第2項では申請期日について規定しているところでございます。

第6条につきましては減免の決定通知、第7条につきましては減免の取り消しの規定でございます。

第8条につきましては委任に関する規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、災害救助法適用日の平成27年9月10日から適用するものでございます。

2といたしまして、大和町税条例の一部改正でございます。

大和町税条例の一部を次のように改正するものでございます。

第51条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加えるものでございまして、第5号といたしまして、「天災、その他の災害により特に著しい被害を受けた者」を加えるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 「議案第61号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例  
の一部を改正する条例

議 長 （大須賀 啓君）

日程第6、議案第61号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

議案書12ページをお願いいたします。

議案第61号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を次のように改正するもの



でございます。

別表を次のとおり改めるというものでございますが、別冊の条例議案説明資料、議案第61号関係のほうをご用意お願いしたいと思います。

1 ページをお願いしたいと思います。

新旧対照表でございますけれども、本文のほうは第1条から第7条までは改正はございません。対象となります分担金を徴収する事業名につきまして別表に記載しておりますので、そちらを現行では平成23年3月11日発生東北地方太平洋沖地震災害復旧事業以下2件につきまして事業対象としておりますけれども、今回新たに平成27年9月10日から11日発生平成27年9月関東・東北豪雨災害復旧事業を追加するものでございます。

9の3案件につきましては削除ということになります。

この条例につきましては、公布の日から施行したいと考えているものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第5回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時22分 閉 会

